

事業主の皆さん、ご利用ください
正規雇用者育成支援事業

町では、事業者の人材育成に掛かる負担軽減と、正規雇用者の職場定着を促進するため、新卒者を正規雇用した事業者に助成金を交付しています。ぜひご利用ください。

対象 ●平成25年4月1日以後に新卒者(※1)を正規雇用(※2)した事業者(※3)で、右記の①～⑤を満たしていること

- (※1) 町内に住所を有する者で、高校、大学、専修学校を卒業して3年以内の未就職者
- (※2) 雇用期間の定めのない正規の従業員として、1週間の所定労働時間が通常の労働者と同程度である労働契約を締結しての雇用
- (※3) 町内に民営事業所を有する個人または法人

- ①町税を滞納していないこと
- ②正規雇用者の職場が町内に所在する事業所であること
- ③正規雇用者を雇用保険被保険者として3カ月以上雇用していること
- ④雇用開始日の前日から起算して6カ月前の日から助成金交付申請書を提出する日までの間において、事業主都合による離職者がいないこと
- ⑤正規雇用者は事業者(法人の場合は代表者)の三親等以内の親族でないこと

助成金額 ●正規雇用者1人につき30万円。ただし、雇用年月日が平成28年2月以前の場合は1人につき18万円。

申請方法 ●正規雇用してから3カ月以後に、下記まで申請してください。

友好都市・大田区のイベントで商品を販売してみませんか?

「友好都市ふれあいひろば」と「OTAふれあいフェスタ」が下記のとおり開催されます。町の観光と特産品をPRするため、出店者を募集します。

申込方法 ●申請書等を送付しますので、電話でお問い合わせください。必要事項を記入のうえ、8月19日(金)までに下記へ提出してください。

イベント名	友好都市ふれあいひろば	OTAふれあいフェスタ
期 日	10月15日(土)・16日(日)	11月12日(土)・13日(日)
会 場	J R蒲田駅西口広場(東京都大田区)	平和島競艇場(東京都大田区)
概 要	長野県東御市と美郷町の共催イベントです。観光PRコーナーや特産品販売コーナーを展開します。	来場者30万人を超える大田区最大の祭典です。友好都市として、特産品販売コーナーを展開します。
対 象 者	町内で採取・生産・製造された製造品や加工品を展示販売可能な町内事業者で準備から撤収までを含めた全ての作業に従事できる方	
費用負担	1人につき3,000円	
そ の 他	公共の宿泊施設を手配しますので、希望者は無料でご利用いただけます。移動手段は各自確保してください。交通費等は自己負担となります。	

申・問 町商工観光交流課 交流・商工班 ☎0187(84)4909

農 政 課

秋田県林業トプランナー養成研修(秋田林業大学校)の受講料を補助します

町では、林業に関する専門的な知識および技術を有し、森林の整備、適正な管理および林業の振興を担う人材を育成するため、秋田県林業トプランナー養成研修(秋田林業大学校)(募集についてはP21をご覧ください)の受講料を補助します。

対象 ●町内に住所を有し、秋田県林業トプランナー養成研修の受講許可を受けた者

補助金額 ●年間受講料の相当額

申請方法 ●受講合格通知または研修生証明書を添えて下記まで申請してください。

申・問 町農政課 農林整備班 ☎0187(84)4908

機構集積協力金の交付単価が変更になりました

農地中間管理機構に農地を貸した地域、農家には機構集積協力金が交付されます。平成28年度の協力金の交付要件・交付単価について、秋田県では次のとおり運用することになりました。

①地域集積協力金

人・農地プランの話し合いにより、地域内の農地の一定割合以上が機構に貸し付けられた場合、地域に協力金が交付されます。

機構への貸付割合	新規集積農地	新規集積農地以外
2割超5割以下	1.5万円/10a	左記単価を上限に地域へ残額を分配
5割超8割以下	2.1万円/10a	
8割超	2.7万円/10a	

②経営転換協力金

原則すべての自作地を機構に貸し付けた、下記のいずれかの場合に交付されます。

- ・農業部門の減少により経営転換する農業者
- ・リタイヤする農業者
- ・農地の相続人へその農地の全部または一部が転貸された場合

機構への貸付面積	新規集積農地	新規集積農地以外	下限額	上限額
0.5ha以下	3.5万円/10a	1.5万円/10a	12万円/戸	—
0.5ha超2ha以下			20万円/戸	50万円/戸
2ha超			—	70万円/戸

③耕作者集積協力金

下記のいずれかの農地を耕作していた方へ交付します。

- ・機構の借受農地（または借受希望者の経営農地）に隣接する農地
- ・2筆以上の隣接する農地を機構に貸し付け、借受希望者に転貸された農地

年度	新規集積農地	新規集積農地以外
平成28年度～平成29年度	1.0万円/10a	0.5万円/10a

■新規集積農地、新規集積農地以外について

新規集積農地に該当する農地は、機構へ貸付前の1年間において、担い手(右記)が特定農作業受託も含め、一度も使用していない農地が、担い手へ転貸された農地です。また、新規集積農地以外に該当する農地は、上記の新規集積農地に該当しない農地になります。

- 担い手**
- ・個人、法人の認定農業者
 - ・個人、法人の基本構想水準到達者
 - ・集落営農経営
 - ・個人、法人の認定新規就農者

問 町農政課 ☎0187(84)4908 町農業委員会 ☎0187(84)4913

中山間地域等担い手収益力向上支援事業の実施希望者を募集します

補助内容 ● 10a当たり5万円(担い手が作成し、町が認定する「収益力向上計画」に基づき、取組面積に応じて支援します)

取組内容 ● ①導入対策 新たに借り受ける農地への作物の導入、または既存の経営農地における作物の転換等

②向上対策 既存の経営農地における作物の価値向上

対象作物 ● 経営所得安定対策等実施要綱の畑作物の直接支払交付金および戦略作物助成の**対象作物以外の作物**

申込方法 ● 8月24日(水)まで下記へお申し込みください。

中山間地域等担い手収益力向上支援事業とは…

中山間地域等において、収益性の高い作物の導入を図る担い手や、経営規模拡大を図る担い手等の取り組みを支援し、収益力の向上を図るため創設された事業です。

申・問 町農政課 農林整備班 ☎0187(84)4908